

科目番号	科目名	配当年次	授業形態	単位	担当教員
K203	行政法	2年	講義	2	吉良貴之
授業概要 「行政法」の基本的な講義を行う。各分野について具体的な素材を多く用いながら講義を進め、「行政」の総合的な理解のための入門となるように構成する。特に、(1) 都市計画、地域環境問題といった身近な問題と行政の関わり方、および (2) 環境法・消費者法などにかかわる企業の取組みと行政の関係といった、具体的な問題から行政法を理解できるようにする。それによって、「まちづくり」「シティライフ」にかかわる「行政(法)」の役割、また(地域)企業と行政の法的関係などについて理解を深め、他の科目を政策的に理解し直す契機となるようにもしたい。 授業を進めるにあたっては、多くの具体的な事件や裁判例を用いる。具体的な法律・裁判例の知識は前提とせず、初学者に配慮した構成にする。ただし、「法学入門」「憲法」などの講義を履修した者はよく復習し、内容のつながりを意識しながら受講してほしい。また、公務員試験・教員採用試験などを志望する者には積極的な履修を勧める。					
到達目標(学習の成果) <ul style="list-style-type: none"> ● 行政法各分野について具体的な事例を通じて学ぶことで、行政法全体の基本的な構造を理解すること。 ● まちづくり、都市計画、地域環境など、身近な問題での行政の役割を理解し、法制度を踏まえたうえでの適切な課題設定および解決方法について理解を深めること。(DP3) 					
授業計画					
回	表題	学修内容			
1	行政法の基本原理	「行政法」がどのような法律であるか、全体の見通しを得たうえで、「法律による行政」の考え方の基本を理解する。			
2	行政組織法 (1) 機関	「行政」を担う機関にはどのようなものがあり、どのような構造になっているかを法的な視点から理解する。			
3	行政組織法 (2) 公務員	「行政」を担う主体としての「公務員」に注目し、その多様な法的関係を、具体的な職責のあり方とともに理解する。			
4	行政作用法 (1) 総論	「行政」はどのような仕事を行っているか、「行政行為」「行政裁量」「行政手続」といったキーワードのもとに理解する。			
5	行政作用法 (2) 政策主体	法政策を現実に担う主体としての行政に着目し、「行政指導」「行政立法」「行政計画」などの具体的なあり方を(特に「まちづくり」「都市計画」などを素材に)理解する。			
6	行政作用法 (3) 執行主体	行政上の「強制執行」「即時強制」「制裁」など、行政の権力的作用があらわれる場面について、具体的な事例とともに理解する。			
7	個人情報保護法制の基本	「個人情報保護」について、特に行政法との関係で問題になる点について扱い、4-6の内容のさらなる理解をはかる。			
8	環境法の基本 (1) 総論	4-6の内容のさらなる理解をはかるため、「環境法」の基本的な考え方を理解する。			
9	環境法の基本 (2) 地域環境	地域環境・まちづくりにかかわる具体的な行政法の問題をとりあげ、行政法をより身近な問題として理解する。			
10	消費者法の基本	消費者保護法制にかかわる基本的な問題をとりあげ、そこでの行政のあり方について、4-6の内容を復習しつつ理解を深める。			
11	行政救済法 (1) 総論	行政救済手続きにどのようなものがあるかを概観し、その全体像と基本的な考え方を理解する。			
12	行政救済法 (2) 各種手続	苦情処理、行政不服審査、行政審判などの手続きについて、具体的なあり方のもとに理解を深める。			
13	行政救済法 (3) 行政訴訟 1	行政訴訟について具体的な判例をとりあげ、訴訟による救済のあり方について理解を深める。			
14	行政救済法 (4) 行政訴訟 2	引き続き、行政訴訟について具体的な判例をとりあげ、訴訟による救済のあり方について理解を深める。特に、義務付け訴訟などの最新の動きを理解する。			
15	行政の総合的理解へ	これまでの内容を復習し、行政法学的アプローチと行政学的アプローチを比較することで、「行政」の総合的な理解をはかる。			

準備学修(授業外の自己学修)

授業は基本的に、指定教科書の内容にそって進めるので、該当箇所をよく予習・復習すること。また、身近な問題について「行政」がどのように関わってくるか、普段からニュースなどをよくチェックし、問題意識を深めておくこと。

成績評価の方法・基準(%表記)

平常点(30%)：授業中に適宜、5分程度の小テストを行い、翌週、添削して返却する(講義で扱った基本的な知識を問う)。

授業中の質疑応答、ディスカッションへの参加状況も評価対象とする。

期末試験(70%)：学期末の試験またはレポート(自分なりの問題関心を法制度にあてはめて考え、論述できるかどうかを問う)。

観点	S	A	B	C
授業で扱った行政法制度の内容や、行政の役割について、現代的問題との関連で理解できているかどうか。	十分に理解し、多様な問題へと応用できる。	十分に理解し、他の科目との関連を意識できる。	授業範囲全般について一定の理解ができている。	授業内容の最低限の理解ができている。
行政法の基本的な法的概念、法制度の理解のもとに、取り組むべき課題を明確にできているかどうか。	十分に理解し、独自の課題設定へと応用できる。	法的な課題設定方法について十分に理解できている。	授業で扱った事例に即して課題設定を理解できる。	法的な課題設定法の最低限の理解ができている。
設定した課題について、具体的にどのような行政的取り組みが可能かを法制度に即して考えることができるかどうか。	十分に理解し、独自の解決法へと応用できる。	法的な課題解決方法について十分に理解できている。	授業で扱った事例に即して課題解決を理解できる。	法的な課題解決法の最低限の理解ができている。

教科書

特定の教科書は指定しないが、行政法の入門的な教科書を必ず何か1冊入手すること。

参考書等

村上武則監修、横山信二編『新・応用行政法』(有信堂高文社、2017年、3850円)。

※ 「行政法」の基本的な教科書・概説書であれば他のものでもかまわないが、最新の問題を扱う必要があるため、できるだけ新しいものを選ぶこと。

※ 毎回、レジュメ、参考資料の配布、またはスライド上映などを行う。

履修上の注意・学修支援

疑問点がある場合には、授業中や終了後に積極的に質問してほしい(メールでの質問も受け付ける)。教員ホームページ(<http://ij57010.web.fc2.com>)には配布資料などを掲載するので、予習復習に役立ててもらいたい。